

# 税務署からのお知らせ

## 税務署での面接相談は、事前予約をお願いします！

STEP1

まずは阿蘇税務署に電話  
Tel0967 (22) 0551 (代表電話)

音声  
ガイダンス

国税に関するご相談を希望される方は、音声案内に従い、次の番号を選択してください。

### 税に関する一般的なご質問やご相談の方

- ・税法の解釈や適用方法
- ・申告や申請の手続方法など



1 を選択

音声ガイダンス

### 税務署にご用の方

- ・税務相談の予約
- ・税金の納付相談
- ・税務署への問い合わせなど

2 を選択

STEP2

### 軽減税率制度の相談

軽減税率制度が適用となる商品等に関するものなど

3 を選択

### 熊本国税局 電話相談センター

引き続き音声案内に従って、相談内容の番号(①～⑥)を選択してください。

- ①事業または年金や給与などの「所得税」
- ②年末調整の源泉徴収や支払調書関係
- ③相続税や贈与税または譲渡所得
- ④法人税や源泉所得税または年末調整など
- ⑤消費税や印紙税など
- ⑥その他のお問い合わせやご不明な場合

※面接相談を希望される方は、阿蘇税務署に電話で事前に相談日時等を予約していただいた上で、個別に相談をお受けしています。

※ご予約の際には、住所・氏名・相談内容等をお伺いいたします。

※平成30年7月から9月の間の面接相談日(予約制)は、次のとおりとなっております。

所得税、個人事業者の消費税、贈与税、相続税、譲渡所得

- ・7月12日(木)、26日(木)
- ・8月9日(木)、23日(木)
- ・9月13日(木)、27日(木)

法人税、消費税、源泉所得税、印紙税等の諸税

- ・7月26日(木)・8月30日(木)・9月28日(金)

## 身近な税金に関する情報は、「国税庁ホームページ」をご利用ください！

タックスアンサーは、税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。(http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

## 特定外来生物

### 「オオキンケイギク」の駆除にご協力ください！

〈問い合わせ〉

環境省九州地方環境事務所 野生生物課  
Tel096 (322) 2413

抜き、数日乾燥させた後、可燃ゴミとして処分してください。

■近所の空き地などにオオキンケイギクがあった場合  
役場 環境対策課  
Tel(07) 3176

※オオキンケイギクに似ている植物の写真等は、「九州地方環境事務所外来生物法対策」のホームページからご覧ください。

http://kyushu.env.go.jp/wildlife/mat/m\_2.html

※その他の「特定外来生物」や外来生物法について知りたい方は、「環境省外来生物法」のホームページをご覧ください。  
http://www.env.go.jp/nature/intro/

■自宅の敷地にオオキンケイギクがあった場合  
種が熟す前に根ごと引き

オオキンケイギクは5月から6月の初夏にかけて鮮やかな黄色の花を咲かせるキク科の多年草です。この植物は繁殖力が非常に強く、放っておくと在来植物の生育場所を奪い、地域の自然環境に影響を与える恐れがあります。  
オオキンケイギクは道路わきや庭先など、身近なところで見られます。この植物を見かけたら、以下のような方法で駆除にご協力ください。



オオキンケイギク